

議案第68号

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、過疎地域及び特定市町村の区域における産業の振興を図るため、産業振興促進区域内において製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に係る県税の特別措置を行い、もつて雇用機会の拡充及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「第2条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項第1号中「過疎地域内」を「過疎地域又は特定市町村の区域のうち市町村計画（法第8条第1項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。）に記載された産業振興促進区域内」に、「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改め、同項第2号中「過疎地域」の次に「又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域」を、「第2条第2項」の次に「又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第1項若しくは第4条第1項」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。

- 2 この条例において「特定市町村の区域」とは、法附則第5条に規定する特定市町村の区域（法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）をいう。
- 3 この条例において「産業振興促進区域」とは、法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。
- 4 この条例において「農林水産物等販売業」とは、法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。
- 5 この条例において「取得等」とは、法第23条に規定する取得等をいう。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の規定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（以下単に「過疎地域」という。）又は新法附則第5条に規定する特定市町村の区域（新法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村の区域」という。）のうち市町村計画（新法第8条第1項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。）に記載された産業振興促進区域（新法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（新法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（新法第23条に規定する取得等をいう。）を令和3年4月1日以後にした者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税及び過疎地域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人の同年以後の各年の所得に係る事業税について適用し、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（以下「旧過疎地域」という。）内において製造の事業、農林水産物等販売業（改正前の過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例第1条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業の用に供する設備を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税及び旧過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人の令和2年以前の各年の所得に係る事業税については、なお従前の例による。

（提案理由）

過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。